

29 災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と庄内環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害により緊急事態が発生した場合において、乙が甲に対して実施する汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 鶴岡市内において災害により緊急事態が発生した場合において、乙が甲に協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚水及び浄化槽汚泥並びにし尿の収集及び運搬に関すること。
- (2) 浄化槽の点検及び管理に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施することができる事項

（要請）

第3条 甲は、鶴岡市内において災害により緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 災害による緊急事態の状況
- (2) 協力事項の実施を要請する理由
- (3) 協力事項の実施を要請する施設名
- (4) 協力事項の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 実施した協力事項の内容
- (2) 協力事項の実施に要した資機材等の品名及び数量、作業員の人数等
- (3) 前2号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鶴岡市環境部リサイクル推進課、乙においては、庄内環境保全協同組合事務局とする。

(経費の負担)

- 第7条 乙は、初期活動期間（災害等緊急事態が発生した日から起算して1週間をいう。以下同じ。）においては、協力事項を無償で実施するものとする。
- 2 初期活動期間以外の期間における乙の協力事項の実施に要する経費については、甲がこれを負担する。
- 3 前項の経費の算出に当たっては、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により甲が負担すべき経費に相当する金額の支払について乙から適正な請求があったときは、30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年1月19日

甲 鶴岡市長

乙 庄内環境保全協同組合代表理事